

### 2.1.9 史跡・文化財の状況

計画地及びその周辺には史跡・名勝・天然記念物は存在しないが、国登録有形文化財として、昭和電工川崎工場本事務所が川崎区扇町 5-1 に、北條鉄工事務所等が川崎区鋼管通 4-35-1 他に位置している（図 2.1-17 参照）。

出典：「文化遺産オンライン」（令和 7 年 9 月閲覧、文化庁 HP）

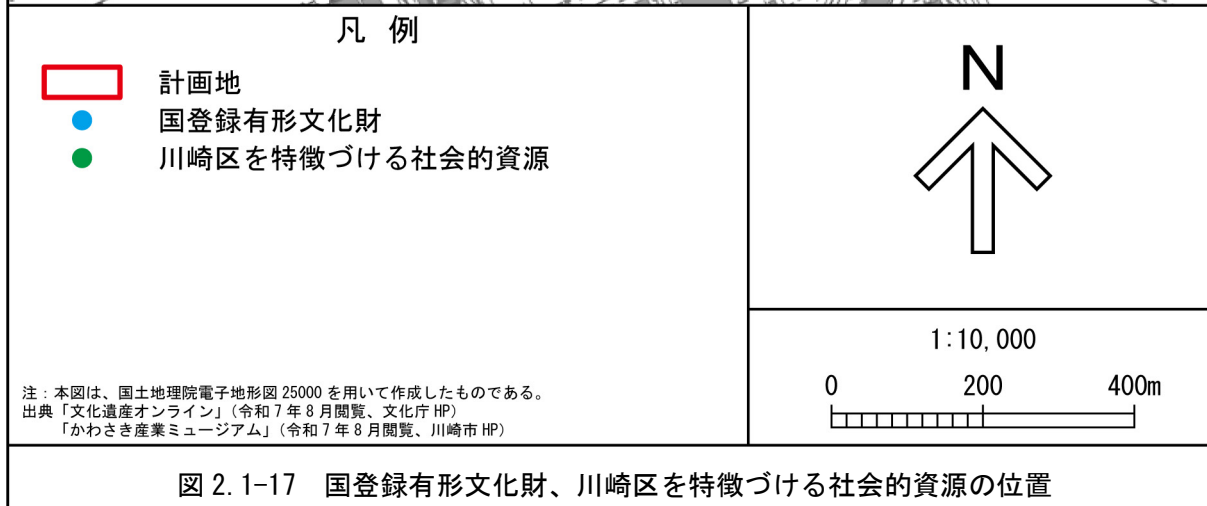
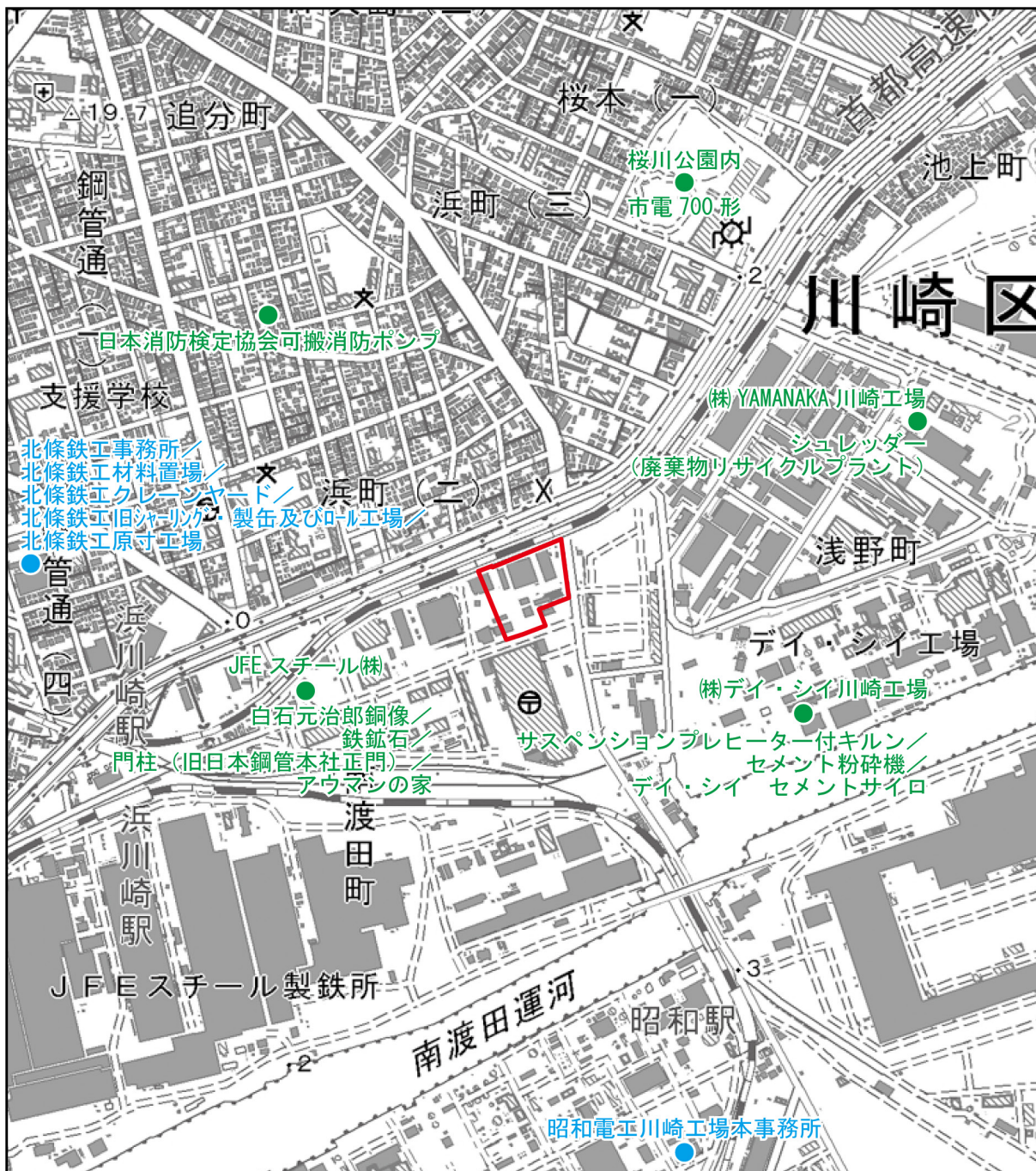
また、計画地西側に川崎区を特徴づける社会的資源として「アウマンの家」等 5 箇所 10 点がある（図 2.1-17 参照）。

計画地に近接するアウマンの家など、浅野町にある㈱デイ・シイのサイロ、扇町にある昭和電工㈱川崎事業所本事務所及び桜本にある電車 700 は「川崎市景観計画 2018 年 12 月改定」（令和元年 7 月、川崎市）において景観資源として示されている。

出典：「かわさき産業ミュージアム」（令和 7 年 9 月閲覧、川崎市 HP）

計画地及びその周辺に、周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しない。

出典：「ガイドマップかわさき」（令和 7 年 9 月閲覧、川崎市 HP）



## 2.1.10 公害等の状況

### (1) 公害苦情の発生状況

川崎区及び川崎市における令和5年度の苦情発生状況は、表2.1-12に示すとおりである。

苦情の発生件数は、計画地のある川崎区の田島地区では34件、川崎市全体では728件であった。

川崎区の田島地区では騒音に係る苦情が21件と最も多く、次いで悪臭が6件であった。

表 2.1-12 公害苦情の発生件数（令和5年度）

地区	大気汚染				水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他	合計
	ばい煙	粉じん	ガス	その他								
川崎区	大師	2	5	0	0	0	16	5	0	5	0	33
	田島	1	2	0	0	0	21	4	0	6	0	34
	川崎	0	5	0	0	0	49	12	0	1	0	67
川崎区計		3	12	0	0	0	86	21	0	12	0	134
川崎市合計		28	83	1	0	19	423	108	0	60	6	728

出典：「令和6(2024)年度 大気・水環境対策の取組(令和5(2023)年度の実績)」(令和7年3月発行、川崎市HP)

### (2) 大気汚染の状況

計画地及びその周辺の大気汚染常時監視測定局は、一般局である田島測定局、川崎測定局、大師測定局、自動車排出ガス測定局（以下、「自排局」という。）である池上測定局及び富士見公園測定局がある（各測定局の位置は、図2.1-3（p.52）参照）。

令和6年度の二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の測定結果は、表2.1-13、表2.1-15に示すとおりであり、二酸化窒素、浮遊粒子状物質ともに環境基準を達成している。

また、過去5年間の二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の推移は、表2.1-14、表2.1-16並びに図2.1-18、図2.1-19に示すとおりであり、概ね横ばい傾向にある。

計画地には著しい大気汚染物質の発生源となる事業所は存在していない。計画地周辺の主な発生源としては、臨海部の発電所等のばい煙発生施設や道路を走行する自動車の排ガスがある。

表 2.1-13 大気中の二酸化窒素濃度の測定結果（令和6年度）

測定項目	一般局			自排局		環境基準
	田島測定局	川崎測定局	大師測定局	池上測定局	富士見公園測定局	
年平均値 (ppm)	0.014	0.014	0.015	0.024	0.017	1時間値の1日平均値が0.04から0.06ppmまでのゾーン内、又は、それ以下であること
日平均値の年間98%値 (ppm)	0.035	0.035	0.035	0.043	0.035	
環境基準評価	○	○	○	○	○	

注：1. 日平均値の年間98%値とは、年間の1日平均値の低い方から98%に相当する値。

注：2. 日平均値の年間98%値が0.06ppm以下の場合を環境基準の「達成」と評価し、○で表示した。

出典：「令和6(2024)年度の大気環境及び水環境の状況等について」(令和7年7月、川崎市HP)

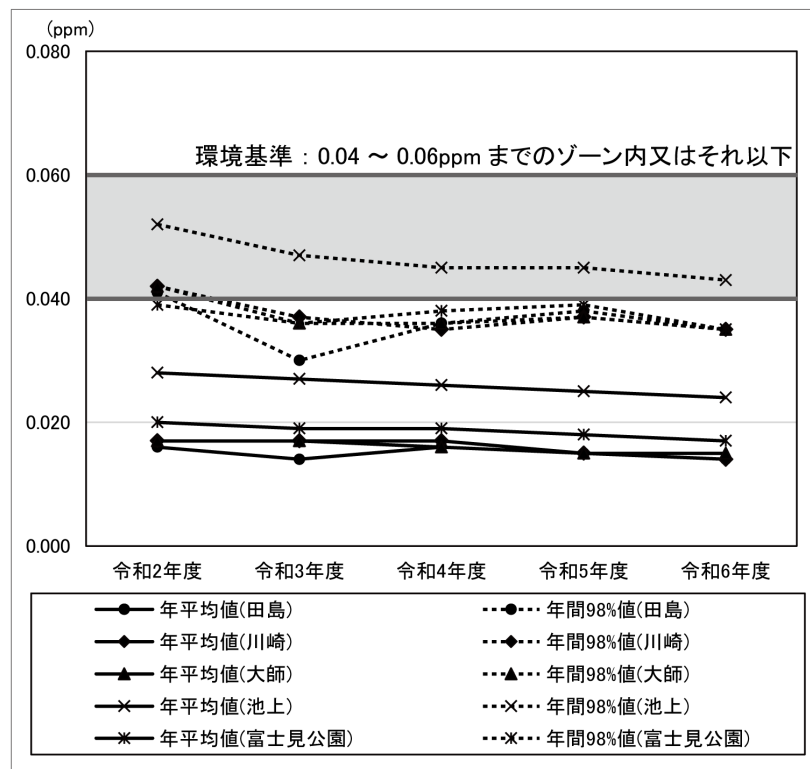
表 2.1-14 大気中の二酸化窒素濃度の推移（年平均値及び年間 98%値）

（単位：ppm）

測定年度	田島測定局		川崎測定局		大師測定局		池上測定局		富士見公園測定局	
	年平均値	年間98%値	年平均値	年間98%値	年平均値	年間98%値	年平均値	年間98%値	年平均値	年間98%値
令和2年度	0.016	0.041	0.017	0.042	0.017	0.042	0.028	0.052	(0.020)	(0.039)
令和3年度	(0.014)	(0.030)	0.017	0.037	0.017	0.036	0.027	0.047	0.019	0.036
令和4年度	0.016	0.036	0.017	0.035	0.016	0.036	0.026	0.045	0.019	0.038
令和5年度	0.015	0.038	0.015	0.037	0.015	0.037	0.025	0.045	0.018	0.039
令和6年度	0.014	0.035	0.014	0.035	0.015	0.035	0.024	0.043	0.017	0.035

注：令和3年度の田島測定局及び令和2年度の富士見公園測定局は有効測定時間が年間6,000時間未満のため、環境基準の評価対象外であり参考値。

出典：「令和6（2024）年度の大気環境及び水環境の状況等について」（令和7年7月、川崎市 HP）



出典：「令和6（2024）年度の大気環境及び水環境の状況等について」（令和7年7月、川崎市 HP）

図 2.1-18 大気中の二酸化窒素濃度の推移（年平均値及び年間 98%値）

表 2.1-15 大気中の浮遊粒子状物質の測定結果（令和6年度）

測定項目		一般局			自排局	
		田島測定局	川崎測定局	大師測定局	池上測定局	富士見公園測定局
年平均値 (mg/m <sup>3</sup> )		0.014	0.014	0.014	0.015	0.016
長期的評価	日平均値の年間2%除外値 (mg/m <sup>3</sup> )	0.037	0.038	0.036	0.039	0.044
	日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日が2日以上連続の有無	無	無	無	無	無
	環境基準評価	○	○	○	○	○
短期的評価	1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数	0	0	0	0	0
	日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数	0	0	0	0	0
	環境基準評価	○	○	○	○	○

注：1. 日平均値の年間2%除外値とは、年間の1日平均値の高い方から2%除外した値。

注：2. 環境基準の長期的評価は、日平均値の2%除外値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下、かつ、日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>を超えた日が2日以上連続しないことを達成した場合を「達成」と評価し、○で表示した。

注：3. 環境基準の短期的評価は、1時間値が0.20mg/m<sup>3</sup>以下、かつ、日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下を達成した場合を「達成」と評価し、○で表示した。

出典：「令和6（2024）年度の大気環境及び水環境の状況等について」（令和7年7月、川崎市HP）

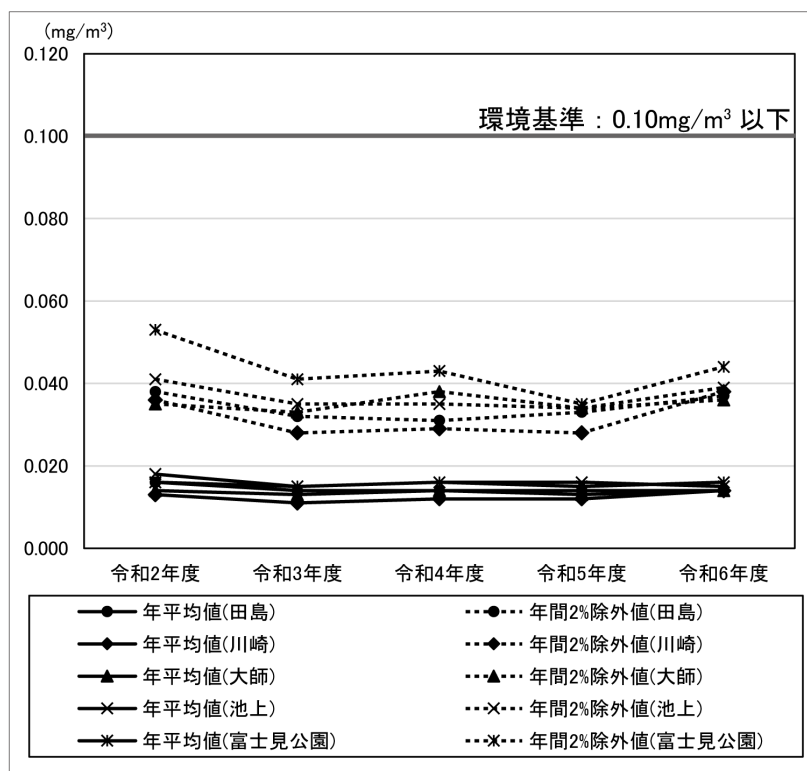
表 2.1-16 大気中の浮遊粒子状物質の推移（年平均値及び年間2%除外値）

（単位：mg/m<sup>3</sup>）

測定年度	田島測定局		川崎測定局		大師測定局		池上測定局		富士見公園測定局	
	年平均値	年間2%除外値	年平均値	年間2%除外値	年平均値	年間2%除外値	年平均値	年間2%除外値	年平均値	年間2%除外値
令和2年度	0.016	0.038	0.013	0.036	0.014	0.035	0.018	0.041	(0.016)	(0.053)
令和3年度	0.014	0.032	0.011	0.028	0.013	0.033	0.015	0.035	0.015	0.041
令和4年度	0.014	0.031	0.012	0.029	0.014	0.038	0.016	0.035	0.016	0.043
令和5年度	0.014	0.033	0.012	0.028	0.013	0.034	0.016	0.034	0.015	0.035
令和6年度	0.014	0.037	0.014	0.038	0.014	0.036	0.015	0.039	0.016	0.044

注：令和2年度の富士見公園測定局は有効測定時間が年間6,000時間未満のため、環境基準の評価対象外であり参考値。

出典：「令和6（2024）年度の大気環境及び水環境の状況等について」（令和7年7月、川崎市HP）



出典：「令和6（2024）年度の大気環境及び水環境の状況等について」（令和7年7月、川崎市HP）

図 2.1-19 大気中の浮遊粒子状物質濃度の推移（年平均值及び年間2%除外値）

### (3) 悪臭の状況

計画地は、東京から神奈川にまたがる日本有数の工業地帯「京浜工業地帯」の、その中央に位置する川崎臨海部にあり、用途地域は工業地域となっている。

計画地内及びその周辺には著しい悪臭の発生源となるような工場・事業場は存在していない。

### (4) 水質の状況

計画地の周辺では運河4地点において水質調査が実施されている（調査地点の位置は、図2.1-7（p.59）参照）。

令和5年度の生活環境項目の調査結果は表2.1-17、健康項目の調査は表2.1-18、生活環境項目の令和元年～令和5年度の経年変化は、表2.1-19に示すとおりであり、令和5年度の調査結果は一部の地点の水素イオン濃度、全窒素及び全リンにおいて環境基準を超過している。

また、計画地の周辺における地下水の調査は令和4年度において、川崎区大島で概況調査（定点調査）が、川崎区浜町で継続監視調査が行われており、（調査地点の位置は、図2.1-7（p.59）参照）調査が行われた項目すべてにおいて環境基準を達成していた。

出典：「令和4年度水環境データ集」（令和6年12月更新、川崎市HP）

表 2.1-17 海域の水質の調査結果（生活環境項目：令和5年度）

項目	海域地点名	年間平均値 (75%値) [90%値]	最小値	最大値	環境基準 適合状況	環境基準 (C・IV類型/生物A)
水素イオン濃度 (pH)	京浜運河扇町	8.3	8.1	8.4	×	7.0以上 8.3以下
	桜堀運河先	8.2	8.1	8.3	○	
	池上運河先	8.3	8.2	8.4	×	
	南渡田運河先	8.2	8.1	8.5	×	
DO(mg/L)	京浜運河扇町	7.3	4.9	9.2	○	2mg/L 以上
	桜堀運河先	6.5	3.8	7.9	○	
	池上運河先	7.4	4.8	9.6	○	
	南渡田運河先	6.8	3.9	8.6	○	
COD(mg/L)	京浜運河扇町	3.4(4.3)	2.0	4.7	○	8mg/L 以下
	桜堀運河先	4.1(4.0)	2.8	5.8	○	
	池上運河先	3.6(3.8)	2.5	4.8	○	
	南渡田運河先	3.7(3.6)	2.1	6.1	○	
大腸菌数 (CFU/100mL)	京浜運河扇町	140[33]	<1	1,500	—	—
	桜堀運河先	34[65]	3	65	—	
	池上運河先	7[10]	3	10	—	
	南渡田運河先	7[11]	2	11	—	
n-ヘキサン抽出物質 (mg/L)	京浜運河扇町	ND	ND	ND	—	—
	桜堀運河先	ND	ND	ND	—	
	池上運河先	ND	ND	ND	—	
	南渡田運河先	ND	ND	ND	—	
全窒素 (mg/L)	京浜運河扇町	0.71<0.93>	0.50	1.0	○	1mg/L 以下
	桜堀運河先	1.3<1.9>	0.94	1.7	×	
	池上運河先	0.71<0.83>	0.48	0.92	○	
	南渡田運河先	0.86<0.99>	0.67	1.1	○	
全燐 (mg/L)	京浜運河扇町	0.090<0.11>	0.046	0.13	×	0.09mg/L 以下
	桜堀運河先	0.23<0.33>	0.097	0.53	×	
	池上運河先	0.091<0.086>	0.051	0.13	○	
	南渡田運河先	0.10<0.10>	0.056	0.16	×	
全亜鉛 (mg/L)	京浜運河扇町	0.005	0.003	0.007	○	0.02mg/L 以下
	桜堀運河先	—	—	—	—	
	池上運河先	—	—	—	—	
	南渡田運河先	—	—	—	—	
ノニルフェノール (mg/L)	京浜運河扇町	<0.00006	<0.00006	<0.00006	○	0.001mg/L 以下
	桜堀運河先	—	—	—	—	
	池上運河先	—	—	—	—	
	南渡田運河先	—	—	—	—	
L A S (mg/L)	京浜運河扇町	<0.0006	<0.0006	<0.0006	○	0.01mg/L 以下
	桜堀運河先	—	—	—	—	
	池上運河先	—	—	—	—	
	南渡田運河先	—	—	—	—	

注：1. CODの環境基準値の評価方法は75%値とする。

注：2. 環境基準適合状況の○は全ての検体が環境基準に適合していること、×は環境基準に適合していない検体があることを示す。ただし、CODは75%値で評価した。

注：3. 平均値は上下層平均値の年間平均値。

注：4. 最小値及び最大値は上下層平均値の最小値及び最大値。

注：5. <>内は上層の年間平均値。

注：6. 全窒素及び全燐の環境基準適合状況については上層の年間平均値で評価した。

注：7. —は測定されていないこと又は環境基準の適用がないことを示す。

出典：「令和5年度水環境データ集」（令和7年4月更新、川崎市HP）

表 2.1-18 海域の水質の調査結果（健康項目：令和5年度）

項目	単位	京浜運河扇町				桜堀運河先			
		平均値	最小値	最大値	m/n	平均値	最小値	最大値	m/n
カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/2	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1
全シアン	mg/L	ND	ND	ND	0/2	ND	ND	ND	0/1
鉛	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	0/2	<0.005	<0.005	<0.005	0/1
六価クロム	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0/2	<0.01	<0.01	<0.01	0/1
砒素	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	0/2	<0.005	<0.005	<0.005	0/1
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/2	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1
PCB	mg/L	ND	ND	ND	0/2	ND	ND	ND	0/1
ジクロロメタン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1
トリクロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/2	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/1
チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/2	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1
シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/2	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0/2	<0.002	<0.002	<0.002	0/1
ベンゼン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1
セレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0/2	<0.002	<0.002	<0.002	0/1
亜硝酸性窒素	mg/L	0.05	<0.05	0.06	-/12	0.07	0.07	0.07	-/1
硝酸性窒素	mg/L	0.26	0.07	0.47	-/12	0.94	0.94	0.94	-/1
亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素	mg/L	0.31	0.12	0.52	0/12	1.0	1.0	1.0	0/1
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	0/2	<0.005	<0.005	<0.005	0/1

項目	単位	池上運河先				南渡田運河先			
		平均値	最小値	最大値	m/n	平均値	最小値	最大値	m/n
カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1
全シアン	mg/L	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/1
鉛	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1
六価クロム	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0/1	<0.01	<0.01	<0.01	0/1
砒素	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1
PCB	mg/L	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/1
ジクロロメタン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1
トリクロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/1	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/1
チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1
シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1
ベンゼン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1
セレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1
亜硝酸性窒素	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	-/1	<0.05	<0.05	<0.05	-/1
硝酸性窒素	mg/L	0.10	0.10	0.10	-/1	0.18	0.18	0.18	-/1
亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素	mg/L	0.15	0.15	0.15	0/1	0.23	0.23	0.23	0/1
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1

注：1. 平均値は上下層平均値の年間平均値。

注：2. 最小値及び最大値は上下層平均値の最小値及び最大値。

注：3. n：調査検体数 m：環境基準値または判定値を超えた検体数を示す。

注：4. ND：定量下限値未満を示す。

出典：「令和5年度水環境データ集」（令和7年4月更新、川崎市HP）

表 2.1-19 水質の経年変化（生活環境項目）

項目	海域地点名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
水素イオン濃度 (pH)	京浜運河扇町	8.2	8.3	8.3	8.3	8.3
	桜堀運河先	8.0	8.1	8.1	8.2	8.2
	池上運河先	8.1	8.2	8.2	8.2	8.3
	南渡田運河先	8.1	8.1	8.1	8.1	8.2
DO(mg/L)	京浜運河扇町	6.8	7.4	7.5	7.1	7.3
	桜堀運河先	5.0	6.0	4.9	5.9	6.5
	池上運河先	5.8	7.3	6.2	6.3	7.4
	南渡田運河先	5.2	5.9	4.5	5.7	6.8
COD(mg/L)	京浜運河扇町	3.9	3.3	3.5	2.9	3.4
	桜堀運河先	5.3	3.7	3.1	3.2	4.1
	池上運河先	4.2	3.4	3.0	2.9	3.6
	南渡田運河先	3.8	3.0	2.7	2.8	3.7
大腸菌数 (CFU/100mL)	京浜運河扇町	—	—	—	64	140
	桜堀運河先	—	—	—	1	34
	池上運河先	—	—	—	2	7
	南渡田運河先	—	—	—	3	7
大腸菌群数 (MPN/100mL)	京浜運河扇町	3,200	760	6,300	—	—
	桜堀運河先	1,900	2,500	1,700	—	—
	池上運河先	790	1,200	5,500	—	—
	南渡田運河先	2,300	560	670	—	—
n-ヘキサン抽出物質 (mg/L)	京浜運河扇町	ND	ND	ND	ND	ND
	桜堀運河先	ND	ND	ND	ND	ND
	池上運河先	ND	ND	ND	ND	ND
	南渡田運河先	ND	ND	ND	ND	ND
全窒素 (mg/L)	京浜運河扇町	1.0	0.92	0.94	0.80	0.71
	桜堀運河先	1.9	1.2	1.3	1.3	1.3
	池上運河先	1.1	0.92	0.96	0.87	0.71
	南渡田運河先	1.4	1.0	1.0	1.0	0.86
全磷 (mg/L)	京浜運河扇町	0.096	0.088	0.099	0.081	0.090
	桜堀運河先	0.29	0.14	0.17	0.13	0.23
	池上運河先	0.12	0.087	0.12	0.091	0.091
	南渡田運河先	0.12	0.091	0.11	0.095	0.10
全亜鉛 (mg/L)	京浜運河扇町	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005
	桜堀運河先	—	—	—	—	—
	池上運河先	—	—	—	—	—
	南渡田運河先	—	—	—	—	—
ノニルフェノール (mg/L)	京浜運河扇町	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006
	桜堀運河先	—	—	—	—	—
	池上運河先	—	—	—	—	—
	南渡田運河先	—	—	—	—	—
L A S (mg/L)	京浜運河扇町	0.0006	0.0006	0.0006	<0.0006	<0.0006
	桜堀運河先	—	—	—	—	—
	池上運河先	—	—	—	—	—
	南渡田運河先	—	—	—	—	—

注：1. 測定結果は各年度の平均値を示す。

注：2. ND：定量下限値未満を示す。

注：3. —は測定されていないことを示す。

注：4. 令和4年4月より大腸菌群数に代わり大腸菌数が環境基準として改正された。

出典：「令和5年度水環境データ集」（令和7年4月更新、川崎市HP）  
「令和4年度水環境データ集」（令和6年12月更新、川崎市HP）  
「令和3年度水質年報」（令和5年3月発行、川崎市HP）  
「令和2年度水質年報」（令和4年3月発行、川崎市HP）  
「令和元年度水質年報」（令和3年2月発行、川崎市HP）

### (5) 地盤の状況

計画地及びその周辺における水準点（水準基標）の位置は図 2.1-20 に、水準点の令和 2 年～令和 6 年度の標高及び年間地盤変動量の調査結果は、表 2.1-20 に示すとおりである。

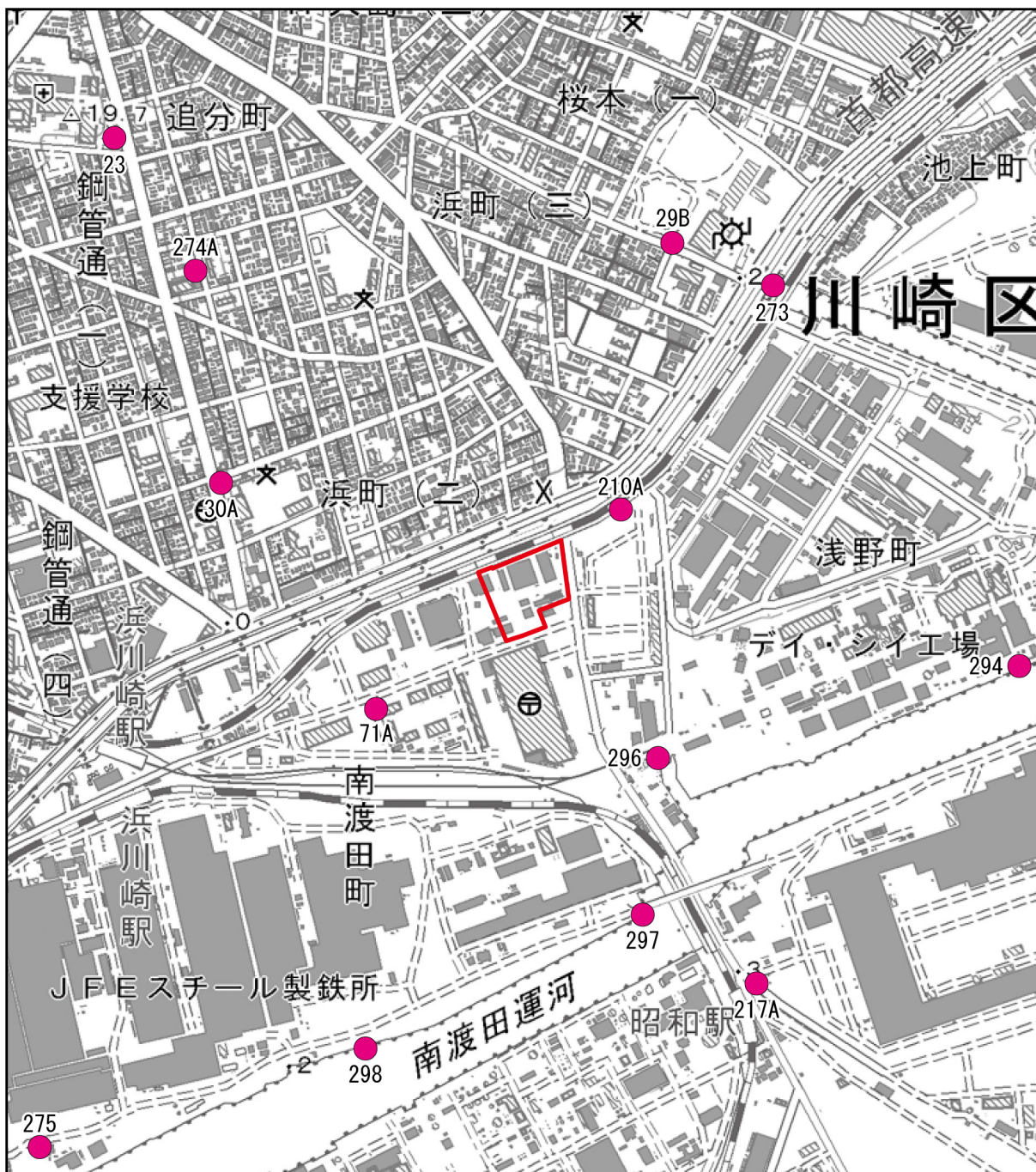
近年 5 年間の年間地盤変動量は-5.8～+3.0mm であり、いずれも川崎市の監視目安である年間 20mm 以上の沈下は生じていない。

表 2.1-20 標高及び年間地盤変動量調査結果

水準点 番号	所在地	項目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
23	川崎区鋼管通 1-2-1	標高(m)	0.2258	0.2252	0.2249	0.2191	0.2198
		変動量(mm)	0.7	-0.6	-0.3	-5.8	0.7
29B	川崎区桜本 1-3	標高(m)	0.7056	0.7073	0.7076	0.7038	0.7050
		変動量(mm)	-0.5	1.7	0.3	-3.8	1.2
30A	川崎区浜町 2-11-22	標高(m)	0.7704	0.77	0.7719	0.7681	0.7708
		変動量(mm)	3.0	-0.4	1.9	-3.8	2.7
71A	川崎区南渡田町 1	標高(m)	1.2034	1.2047	1.2053	1.2015	1.2044
		変動量(mm)	2.4	1.3	0.6	-3.8	2.9
210A	川崎区浅野町 1-3	標高(m)	1.2285	1.2312	1.2324	1.2283	1.2303
		変動量(mm)	-0.6	2.7	1.2	-4.1	2.0
217A	川崎区扇町 19	標高(m)	2.6587	2.6609	2.6621	2.6584	2.6594
		変動量(mm)	2.1	2.2	1.2	-3.7	1.0
273	川崎区池上町 9 先	標高(m)	3.3347	3.3372	3.3378	3.3350	3.3364
		変動量(mm)	0.0	2.5	0.6	-2.8	1.4
274A	川崎区鋼管通 2-3-7	標高(m)	0.8573	0.8572	0.8593	0.8559	0.8570
		変動量(mm)	2.9	-0.1	2.1	-3.4	1.1
275	川崎区南渡田町 1	標高(m)	不測	不測	不測	不測	不測
		変動量(mm)	-	-	-	-	-
294	川崎区浅野町 1-1	標高(m)	不測	不測	不測	不測	不測
		変動量(mm)	-	-	-	-	-
296	川崎区浅野町 1-1	標高(m)	3.2894	不測	3.2908	3.2873	3.2875
		変動量(mm)	1.4	-	-	-3.5	0.2
297	川崎区南渡田町 1	標高(m)	不測	不測	不測	不測	不測
		変動量(mm)	-	-	-	-	-
298	川崎区南渡田町 1	標高(m)	不測	不測	不測	不測	不測
		変動量(mm)	-	-	-	-	-

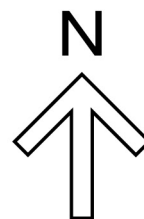
注：水準点番号は、図 2.1-20 に対応している。

出典：「地盤情報 市内の標高」（令和 7 年 5 月更新、川崎市 HP）

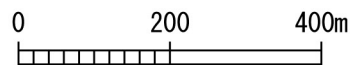


凡例

- 計画地
- 川崎市水準点



1:10,000



注：本図は、国土地理院電子地形図 25000 を用いて作成したものである。  
出典「ガイドマップかわさき」（令和7年8月閲覧、川崎市HP）

図 2.1-20 水準点調査位置図

## (6) 土壌汚染の状況

土壌汚染対策法の要措置区域は、計画地が位置する川崎区には存在しない。計画地周辺の町丁にある形質変更時要届出区域は表 2.1-21 に示すとおりである。計画地は形質変更時要届出区域（自治体指定番号「指-134 号」）に指定されている。

「令和 6(2024)年度 大気・水環境対策の取組(令和 5(2023)年度の実績)」(令和 7 年 3 月発行、川崎市 HP)によると、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づく土壌調査等の結果の公表状況において、令和 5 年度において汚染が判明した箇所は、川崎市全体で 13 件、計画地が位置する川崎区で 9 件であった。

計画地の地歴は昭和 7 (1932) 年は田、荒地であったが、昭和 19 (1944) 年には一部建屋となっている。昭和 34 (1959) 年頃から大部分が日本鋼管株式会社（関連会社含む）となっており、現在に至るまでに工場や研究施設があった。

表 2.1-21 川崎区における土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域

自治体指定番号	指定年月日	区域の所在地 (地番表示)	面積 (m <sup>2</sup> )	指定基準に適合しない 特定有害物質	地下水汚染の有無
指-30 号	平成 24 年 9 月 5 日 平成 24 年 9 月 5 日 平成 24 年 11 月 21 日 平成 24 年 12 月 6 日 平成 24 年 12 月 25 日 平成 24 年 12 月 27 日 平成 25 年 1 月 8 日 平成 25 年 2 月 8 日 平成 25 年 4 月 22 日 平成 26 年 8 月 12 日 令和 6 年 10 月 21 日	川崎区扇町 39 番 6、 40 番 1、41 番 3、46 番 1、46 番 4、46 番 15、47 番 3、47 番 8 の各一部、60 番 1	68,480.8	テトラクロロエチレン ベンゼン 鉛及びその化合物	ベンゼン
指-33 号	平成 24 年 12 月 6 日	川崎区白石町 3 番 46、52、101 の一部	1,999.41	砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物	ふっ素及びその化合物
指-58 号	平成 28 年 6 月 13 日	川崎区扇町 3 番 1 の 一部	473.5	ふっ素及びその化合物	ふっ素及びその化合物
指-65 号	平成 29 年 1 月 16 日	川崎区扇町 16 番 1 ほか 21 筆の一部	31,644.60	ベンゼン シアン化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 水銀及びその化合物	不明
指-68 号	平成 29 年 4 月 28 日	川崎区扇町 16 番 1 の一部	2,078.6	ベンゼン 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物	不明
指-97 号	令和 2 年 3 月 16 日	川崎区扇町 5 番 1、9 番 12 の一部	2,631.89	ベンゼン 鉛及びその化合物	鉛及びその化合物
指-131 号	令和 5 年 12 月 19 日	川崎区扇町 57 番 1、 57 番 3、57 番 4 の各 一部	172.64	カドミウム及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物	不明
指-134 号	令和 6 年 4 月 24 日	川崎区南渡田町 13 番 1、13 番 33、17 番 32 の各一部	5,438.52	砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物	ふっ素及びその化合物
指-144 号	令和 7 年 1 月 15 日	川崎区扇町 42 番 4 の一部	171,431.55	ベンゼン シアン化合物	ベンゼン

出典：「区域の指定」(令和 8 年 3 月更新、川崎市 HP)

## (7) 騒音の状況

計画地及びその周辺における「騒音規制法」に基づく特定工場等、特定施設の届出状況は、表 2.1-22 に示すとおりである。

計画地が位置する川崎区の田島地区では、特定施設を設置している工場・事業場数は 53、特定施設数は 193 であり、このうち空気圧縮機及び送風機が最も多い。

計画地は、現在、更地となっており、著しい騒音の発生はないが、首都高速神奈川 1 号横羽線及び主要地方道 6 号東京大師横浜線を走行する自動車の道路交通騒音が存在する。

また、川崎市では道路交通騒音及び鉄道騒音の実態調査を実施している。

道路交通騒音においては、計画地周辺では表 2.1-23 及び図 2.1-21 に示すとおり実施されており一般国道 15 号及び一般国道 132 号の道路端で環境基準を達成していない。

鉄道騒音においては、計画地周辺では表 2.1-24 及び図 2.1-21 に示すとおり実施されているが新幹線鉄道騒音ではないため、環境基準は設定されていない。

表 2.1-22 「騒音規制法」に基づく特定工場等、特定施設の届出状況

(令和 6 年 3 月 31 日現在)

地区名称		川崎区				川崎市合計
		大師	田島	川崎	区合計	
工場・事業場		179	53	149	381	1,222
特定施設	金属加工機械	180	45	83	308	1,066
	空気圧縮機及び送風機	822	124	1,347	2,293	7,185
	土石用破碎機等	11	5	0	16	35
	建設用資材製造機械	4	0	1	5	19
	木材加工機械	21	3	12	36	81
	印刷機械	21	4	17	42	200
	合成樹脂用射出成形機	25	12	18	55	496
	合計	1,084	193	1,478	2,755	9,082

出典：「令和 6(2024)年度 大気・水環境対策の取組(令和 5(2023)年度の実績)」  
(令和 7 年 3 月発行、川崎市 HP)

表 2.1-23 道路交通騒音調査結果

図中 番号	調査 年度	道路名称	測定地点	道路端の 用途地域	測定結果 (デシベル)				
					道路端		背後地		
					測定結果 (環境基準値)		距離 (m)	測定結果 (環境基準値)	
					昼間	夜間		昼間	夜間
①	令和 5	東京大師 横浜線	川崎市川崎区池上町 3 (池上新田公園前)	工業地域	66 (70)	63 (65)	—	—	—
②	令和 4	一般国道 132 号	川崎市川崎区四谷下 町 10 付近	準工業地域	69 (70)	66 (65)	35.0	53 (65)	47 (60)
③	令和 3	一般国道 15 号	川崎市川崎区宮前町 2 付近	近隣商業地 域	71 (70)	69 (65)	45	56 (65)	51 (60)
④	令和 3	一般国道 132 号	川崎市川崎区中島 2- 16 付近	第二種住居 地域	69 (70)	66 (65)	30	51 (65)	49 (60)
⑤	令和 3	東京大師 横浜線	川崎市川崎区昭和 2- 17 付近	第二種住居 地域	68 (70)	65 (65)	47	59 (65)	51 (60)
⑥	令和 2	東京大師 横浜線	川崎市川崎区小田 7- 2-4 地先	近隣商業地 域	64.8 (70)	61.6 (65)	36.2	54.9 (65)	50.4 (60)
⑦	令和 2	川崎府中線	川崎市川崎市川崎区 砂子 1-9-3 地先	商業地域	64.9 (70)	60.2 (65)	49.4	60.3 (65)	49.7 (60)
⑧	令和 2	扇町川崎 停車場線	川崎市川崎区浜町 1- 10-2 地先	商業地域	66.7 (70)	62.1 (65)	29.9	51.8 (65)	44.5 (60)
⑨	令和 2	皐橋水江町 線	川崎市川崎区藤崎 4- 3-10 地先	商業地域	67.5 (70)	62.6 (65)	29.3	51.4 (65)	50.7 (60)
⑩	令和 2	南幸町渡田 線	川崎市川崎区渡田 4- 7-8 地先	準住居地域	68.4 (70)	64.4 (65)	30.6	53.5 (65)	46.7 (60)
⑪	令和元	一般国道 15 号	川崎市川崎区貝塚 1- 4-11 付近	商業地域	69 (70)	68 (65)	41.4	61 (65)	60 (60)
⑫	令和元	富士見鶴見 駅線	川崎市川崎区富士見 2-2-6 付近	近隣商業地 域	66 (70)	63 (65)	42.5	53 (65)	48 (60)

注：1. 図中番号は、図 2.1-21 に対応している。

注：2. 背後地：道路に直接面していない 2 列目以降の住居等の位置する場所。

注：3. 昼間：午前 6 時から午後 10 時まで 夜間：午後 10 時から翌日午前 6 時まで。

出典：「令和 6(2024)年度 大気・水環境対策の取組(令和 5(2023)年度の実績)」(令和 7 年 3 月発行、川崎市 HP)

「令和 5(2023)年度 大気・水環境対策の取組(令和 4(2022)年度の実績)」(令和 6 年 3 月発行、川崎市 HP)

「令和 4(2022)年度 環境局事業概要(公害編)」(令和 5 年 3 月発行、川崎市 HP)

「令和 3(2021)年度 環境局事業概要(公害編)」(令和 4 年 2 月発行、川崎市 HP)

「令和 2(2020)年度 環境局事業概要(公害編)」(令和 3 年 3 月発行、川崎市 HP)

表 2.1-24 鉄道騒音調査結果

図中 番号	調査 年度	鉄道会社名	路線名	測定地点	用途地域	騒音		
						騒音レベル (dB)		環境 基準
						最大騒音 レベルパ ワー平均	等価騒音 レベル	
①	令和 5	東日本旅客鉄道株 式会社	JR 浜川崎線	川崎市川崎区渡 田新町 3-15 付近	第二種住 居地域	75	—	—
川崎市川崎区小 田 1-32-7 付近				80		—	—	

注：1. 図中番号は、図 2.1-21 に対応している。

注：2. 最大騒音レベルパワー平均は、測定開始から 20 便程度測定し、最大値が上位 10 便をパワー平均した。

出典：「令和 6(2024)年度 大気・水環境対策の取組(令和 5(2023)年度の実績)」(令和 7 年 3 月発行、川崎市 HP)



凡例

- 計画地
- 首都高速神奈川1号横羽線
- No 一般国道
- No 県道（主要地方道）
- No 県道（一般県道）
- 主要な市道
- ①～⑫ 道路交通騒音・振動調査地点
- ①～② 鉄道騒音・振動調査地点

注：本図は、国土地理院電子地形図 25000 を用いて作成したものである。  
 出典「令和6(2024)年度 大気・水環境対策の取組」(令和7年3月発行、川崎市HP)  
 「令和5(2023)年度 大気・水環境対策の取組」(令和6年3月発行、川崎市HP)  
 「令和4(2022)年度 環境局事業概要(公香編)」(令和5年3月発行、川崎市HP)  
 「令和3(2021)年度 環境局事業概要(公香編)」(令和4年2月発行、川崎市HP)  
 「令和2(2020)年度 環境局事業概要(公香編)」(令和3年3月発行、川崎市HP)



1:25,000

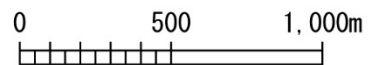


図 2.1-21 道路交通及び鉄道騒音・振動調査地点

## (8) 振動の状況

計画地及びその周辺における「振動規制法」に基づく特定工場等、特定施設の届出状況は、表 2.1-25 に示すとおりである。

計画地が位置する川崎区の田島地区では、特定施設を設置している工場・事業場数は 31、特定施設数は 96 であり、このうち金属加工機械が最も多い。

計画地は、現在、更地となっており、著しい振動の発生はないが、首都高速神奈川 1 号横羽線及び主要地方道 6 号東京大師横浜線を走行する自動車の道路交通振動が存在する。

また、川崎市では道路交通振動及び鉄道振動の実態調査を実施している。

道路交通振動においては、計画地周辺では、表 2.1-26 及び図 2.1-21 に示すとおり、令和 5 年度に東京大師横浜線において道路交通振動について実施されており、要請限度を満足している。

鉄道振動においては、計画地周辺では表 2.1-27 及び図 2.1-21 に示すとおり実施されているが新幹線鉄道振動ではないため、指針値は設定されていない。

表 2.1-25 「振動規制法」に基づく特定工場等、特定施設の届出状況  
(令和 6 年 3 月 31 日現在)

地区名称		川崎区				川崎市合計
		大師	田島	川崎	区合計	
工場・事業場		118	31	36	185	619
特定施設	金属加工機械	211	58	66	335	1,504
	圧縮機	169	15	99	283	734
	土石用破碎機等	8	5	0	13	24
	木材加工機械	0	0	0	0	2
	印刷機械	12	6	3	21	97
	ゴム練用又は合成樹脂練用ロール機	0	0	0	0	1
	合成樹脂用射出成形機	14	12	9	35	338
	合計	414	96	177	687	2,700

出典：「令和 6(2024)年度 大気・水環境対策の取組(令和 5(2023)年度の実績)」  
(令和 7 年 3 月発行、川崎市 HP)

表 2.1-26 道路交通振動調査結果

図中番号	道路名称	測定地点	道路端の用途地域	測定結果 (デシベル)		要請限度値 (デシベル)	
				昼間	夜間	昼間	夜間
①	東京大師横浜線	川崎区池上町 3 (池上新田公園前)	工業地域	49	47	70	65

注：1. 図中番号は、図 2.1-21 に対応している。

注：2. 昼間：午前 8 時から午後 7 時まで 夜間：午後 7 時から翌日午前 8 時まで。

出典：「令和 6(2024)年度 大気・水環境対策の取組(令和 5(2023)年度の実績)」  
(令和 7 年 3 月発行、川崎市 HP)

表 2.1-27 鉄道振動調査結果

図中 番号	調査 年度	鉄道会社名	路線名	測定地点	用途地域	振動	
						振動レベル (dB)	指針値
①	令和 5	東日本旅客鉄道 株式会社	JR 浜川崎線	川崎市川崎区渡田 新町 3-15 付近	第二種住居 地域	54	—
②				川崎市川崎区小田 1-32-7 付近		58	—

注：1. 図中番号は、図 2.1-21 に対応している。

注：2. 振動レベルは、測定開始から 20 便程度測定し、最大値が上位 10 便を算術平均した。

出典：「令和 6(2024)年度 大気・水環境対策の取組(令和 5(2023)年度の実績)」(令和 7 年 3 月発行、川崎市 HP)

### (9) 低周波音の状況

計画地内は更地となっており、低周波音の発生源となるような工場・事業場は存在していない。

## 2.1.11 法令等の状況

### (1) 関連する法令等

本事業に関連する環境の法令、条例、要綱、計画等は、表 2.1-28 に示すとおりである。

表 2.1-28(1) 本事業に関連する法令等一覧

区分		名称	備考	
環境 関連	環境全般	環境基本法	平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号	
		第六次環境基本計画	令和 6 年 5 月 21 日閣議決定	
		川崎市環境基本条例	平成 3 年 12 月 25 日条例第 28 号	
		川崎市環境基本計画	令和 3 年 2 月改定	
	環境影響評価	川崎市環境影響評価に関する条例	平成 11 年 12 月 24 日条例第 48 号	
		地域環境管理計画	令和 3 年 3 月改定	
		川崎市環境影響評価等技術指針	令和 3 年 3 月改訂	
	温室効果ガス	地球温暖化対策の推進に関する法律	平成 10 年 10 月 9 日法律第 117 号	
		建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律	平成 27 年 7 月 8 日法律第 53 号	
		エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律	昭和 54 年 6 月 22 日法律第 49 号	
		川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例	平成 21 年 12 月 24 日条例第 52 号	
	公害 防止 等生 活環 境の 保全	全般	川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例	平成 11 年 12 月 24 日条例第 50 号
			川崎市大気・水環境計画	令和 4 年 3 月策定
		大気汚染	大気汚染防止法	昭和 43 年 6 月 10 日法律第 97 号
		悪臭	悪臭防止法	昭和 46 年 6 月 1 日法律第 91 号
		水質汚濁	水質汚濁防止法	昭和 45 年 12 月 25 日法律第 138 号
			下水道法	昭和 33 年 4 月 24 日法律第 79 号
		地盤沈下	工業用水法	昭和 31 年 6 月 11 日法律第 146 号
		土壌汚染	土壌汚染対策法	平成 14 年 5 月 29 日法律第 53 号
		騒音	騒音規制法	昭和 43 年 6 月 10 日法律第 98 号
		振動	振動規制法	昭和 51 年 6 月 10 日法律第 64 号
	緑の保全・回復・ 育成	川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例	平成 11 年 12 月 24 日条例第 49 号	
		川崎市緑化指針	令和 4 年 2 月 28 日一部改正	
		川崎市緑の基本計画	平成 30 年 3 月改定	
		「かわさき臨海のもりづくり」緑化推進計画	平成 24 年 6 月策定	
		川崎市みどりの将来像	令和 8 年 3 月策定	
	廃棄物等	循環型社会形成推進基本法	平成 12 年 6 月 2 日法律第 110 号	
		廃棄物の処理及び清掃に関する法律	昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号	
		宅地造成及び特定盛土等規制法	昭和 36 年 11 月 7 日法律第 191 号	
		川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例	平成 4 年 12 月 24 日条例第 51 号	
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律		平成 7 年 6 月 16 日法律第 112 号		
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律		平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号		
建設廃棄物処理指針		平成 23 年 3 月 30 日環廃産第 110329004 号		
建設副産物適正処理推進要綱（国土交通省委託）		平成 14 年 5 月 30 日改正		
資源の有効な利用の促進に関する法律		平成 3 年 4 月 26 日法律第 48 号		
川崎市一般廃棄物処理基本計画		平成 28 年 3 月策定		
廃棄物保管施設設置基準要綱（川崎市要綱）		平成 6 年 4 月 1 日改正		
産業廃棄物適正処理の手引き（排出事業者用）（川崎市）		令和 5 年 3 月		
景 観	神奈川県土砂の適正処理に関する条例	平成 11 年 3 月 16 日条例第 3 号		
	景観法	平成 16 年 6 月 18 日法律第 110 号		
	都市緑地法	昭和 48 年 9 月 1 日法律第 72 号		
	屋外広告物法	昭和 24 年 6 月 3 日法律第 189 号		
	川崎市屋外広告物条例	昭和 46 年 12 月 24 日条例第 77 号		
	川崎市都市景観条例	平成 6 年 12 月 26 日条例第 38 号		
	川崎市景観計画	平成 30 年 12 月改定		
臨海部色彩ガイドライン	平成 8 年 4 月 川崎市			

表 2.1-28(2) 本事業に関連する法令等一覧

区分	名称	備考
対象事業関連	都市計画法	昭和 43 年 6 月 15 日法律第 100 号
	建築基準法	昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号
	川崎市建築基準条例	昭和 35 年 9 月 9 日条例第 20 号
	川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例	平成 7 年 12 月 26 日条例第 48 号
	川崎市総合計画	令和 4 年 3 月改定
	川崎市都市計画マスタープラン全体構想	平成 29 年 3 月改定
	川崎市都市計画マスタープラン川崎区構想	令和 3 年 8 月改定
	南渡田地区拠点整備基本計画	令和 4 年 8 月策定
	臨海部ビジョン〔リーディングプロジェクト〕	令和 5 年 6 月改定

(2) 関連する計画等

① 「川崎市総合計画 第3期実施計画」(令和4年3月、川崎市)

「川崎市総合計画」は、「安心のふるさとづくり(成熟)」と「力強い産業都市づくり(成長)」の調和により、市政をバランスよく進めるために策定され、「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」の実現をめざしている。

総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層構造としており、「成長」と「成熟」のまちづくりに向けて、効果的な取組の考え方を明らかにする「かわさき10年戦略」を設定し、戦略的にまちづくりを進めている。

「基本構想」は、今後30年程度を展望し、川崎市がめざす都市像や、まちづくりの基本目標、5つの基本政策を定めており、「基本計画」は、今後概ね10年間を対象として、「基本構想」に定める5つの基本政策を体系的に推進するために、23の政策及び、その方向性を明らかにしており、第3期実施計画の計画期間は令和4(2022)年度から令和7(2025)年度までの4か年としている。

また、区計画として、計画地が位置する川崎区はまちづくりの方向性として「誰もが住んで良かったと思える安全・安心のまちづくり」を掲げ、計画期間の主な取組状況として、以下の事項を推進している。

まちづくりの方向性
誰もが住んで良かったと思える安全・安心のまちづくり
計画期間の主な取組
地域資源を活かしたまちづくりの推進
区のイメージアップに向けた環境まちづくりの推進
誰もが安心して、生き生きと暮らせるまちづくりの推進
地域における子ども・子育て支援の推進
安全・安心なまちづくりに向けた地域防災力の向上
交通安全と自転車対策の推進

## ② 「川崎市都市計画マスタープラン全体構想」（平成29年3月、川崎市）

川崎市の都市計画に関する基本的な方針として定められた都市計画マスタープランは、平成19年3月に策定されたが、平成28年3月には上位計画となる「川崎市総合計画」が策定されるなど都市計画を取り巻く環境の変化等に対応するため、都市計画マスタープランを平成29年3月30日付けで改定した。

川崎市の都市計画マスタープランは、「全体構想」、「区別構想」及び「まちづくり推進地域別構想」の3層から構成されており、全体構想は、「川崎市総合計画」に即して「都市づくりの基本理念」を定めるとともに、「分野別の基本方針」や「生活行動圏別の沿線まちづくりの考え方」を併せて定めており、目標期間は、おおむね30年後の将来の都市像（市街地像）を展望し、都市計画の基本的目標・基本的方向を定めており、都市づくりの基本理念として、下記の理念を掲げている。

### めざす都市像とまちづくりの基本目標

#### ■めざす都市像

「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」

#### ■まちづくりの基本目標

「安心のふるさとづくり」「力強い産業都市づくり」

また、川崎市の都市計画マスタープランの中で臨海部エリアは、活力ある産業集積や環境と調和した産業の持続可能な発展をまちづくりイメージとしている。

③ 「川崎市都市計画マスタープラン川崎区構想」（令和3年8月、川崎市）

川崎市では、都市計画マスタープラン川崎区構想を平成19年3月に策定したが、策定から約10年が経過し、この間に都市計画を取り巻く環境に変化が生じていること、また、上位計画である「川崎市総合計画」や「川崎市都市計画マスタープラン全体構想」などの策定・改定が進んでいることから、令和3年8月に改定を行った。

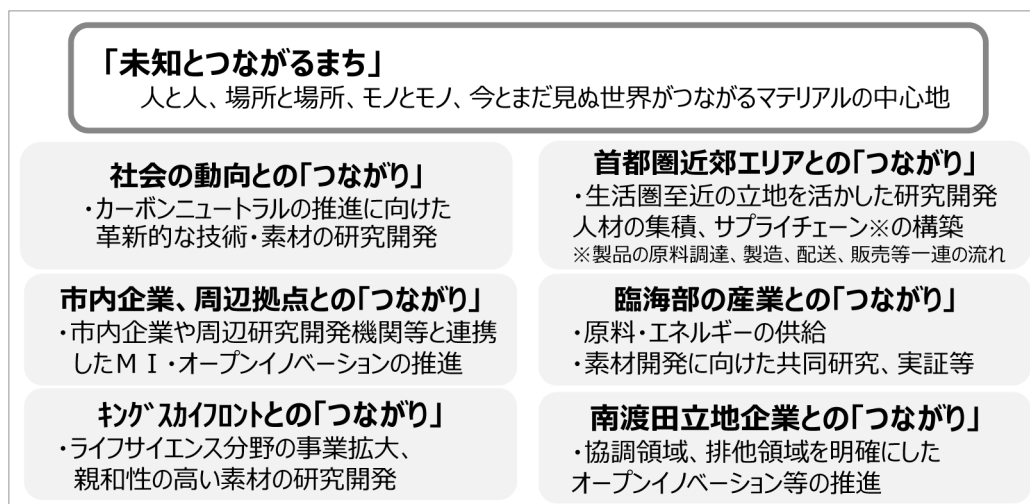
川崎区構想では、めざす都市像として「豊かな生活と自然を育む ものづくりのまち川崎区」を基本的な考え方とし、まちづくりの基本的方向として、下記の5点を掲げている。

●まちづくりの基本的方向

- 1 魅力ある川崎駅周辺や身近な生活の拠点を育みます
- 2 安全で暮らしやすい住環境を育みます
- 3 地域間の連携を強化します
- 4 緑や水の環境を活かした潤いのあるまちを育みます
- 5 臨海部の再生をめざします

④ 「南渡田地区拠点整備基本計画」（令和4年8月、川崎市）

川崎市は、南渡田地区において次世代の臨海部を牽引する新産業拠点を形成するため、拠点形成のコンセプトや土地利用方針等を取りまとめた「南渡田地区拠点整備基本計画」を令和4年8月に策定した。世界を変える素材を生み出す産業拠点の実現に向け、南渡田地区のコンセプトを『「未知とつながるまち」人と人、場所と場所、モノとモノ、今とまだ見ぬ世界がつながるマテリアルの中心地』と定めた。



## 2.2 計画地及びその周辺地域の環境の特性

### 2.2.1 立地特性

計画地は、川崎市川崎区の南渡田町の北東に位置し、JR 鶴見線及び南武線浜川崎駅の東側にある。

計画地周辺は、主な道路網として、計画地の北側約 50m に主要地方道 6 号東京大師横浜線（通称：産業道路）及び首都高速神奈川 1 号横羽線、北西側約 480m に市道南幸町渡田線（通称：市電通り）、東側に隣接して一般県道 101 号扇町川崎停車場線が通っている。

計画地の現況は更地であり、計画地周辺には、事業所等が分布している。計画地の北側は主要地方道 6 号東京大師横浜線を挟んで住居が分布し、計画地の東側は一般県道 101 号扇町川崎停車場線を挟んで事業所、南側には郵便局等が存在している。

### 2.2.2 環境の特性

前述の計画地及びその周辺地域の概況及び環境の特性を踏まえ、「地域環境管理計画」の大項目に沿って環境の特性を以下のとおり整理する。

#### (1) 地球環境

計画地は、現在更地であり、温室効果ガスの著しい発生源はない。また、計画地の南側は臨海部の工業地帯となっており、温室効果ガスの発生源となる工場、事業所等が存在する。

#### (2) 大気

計画地は、現在更地であり、著しい大気汚染物質の発生源となる事業所は存在していない。計画地周辺の主な発生源としては、臨海部の発電所等のばい煙発生施設や道路を走行する自動車の排ガスがある。

計画地及びその周辺では、一般局である田島測定局、川崎測定局、大師測定局、自排局である池上測定局及び富士見公園測定局の 5 箇所で測定が行われており、令和 6 年度の二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の測定結果は、二酸化窒素、浮遊粒子状物質ともに環境基準を達成している。また、過去 5 年間の二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の推移は、概ね横ばい傾向にある。

また、計画地は、現在更地であり、著しい悪臭の発生源となる施設は存在しておらず、計画地周辺にも悪臭を発生させる施設は存在していない。

### (3) 水

計画地周辺には主だった河川は流れていない。

計画地及びその周辺の海域では、周辺の運河 4 地点において水質調査が実施されており、令和 5 年度における生活環境項目の調査結果は、一部の地点の水素イオン濃度、全窒素及び全燐において環境基準を超過している。

また、計画地の周辺における地下水の調査は令和 4 年度において、川崎区大島で概況調査（定点調査）が、川崎区浜町で継続監視調査が行われており、（調査地点の位置は、図 2. 1-7（p. 59）参照）調査が行われた項目すべてにおいて環境基準を達成していた。

### (4) 地盤

計画地及びその周辺における水準点（水準基標）での近年 5 年間の年間地盤変動量は $-5.8\sim+3.0\text{mm}$ であり、いずれも川崎市の監視目安である年間 20mm 以上の沈下は生じていない。

計画地周辺の地下水位は、計画地の西側約 700m の渡田観測所（川崎区鋼管通 4-17-1）、北西側約 700m の田島観測所（川崎区鋼管通 2-3-7）及び北東側約 1.7km の観音川観測所（川崎区塩浜 2-24）の 3 か所で観測されており、令和 5 年の年平均水位（管頭から水面までの深さ）は、渡田観測所が $-2.84\text{m}$ 、田島観測所が $-0.95\text{m}$ 、観音川観測所が $-1.82\text{m}$ である。

### (5) 土壌汚染

土壌汚染対策法の要措置区域は、計画地が位置する川崎区には存在しない。

計画地は形質変更時要届出区域（自治体指定番号「指-134 号」）に指定されている。

計画地の地歴は昭和 7（1932）年は田、荒地であったが、昭和 19（1944）年には一部建屋となっている。昭和 34（1959）年頃から大部分が日本鋼管株式会社（関連会社含む）となっており、現在に至るまでに工場や研究施設があった。

### (6) 騒音・振動・低周波音

計画地は、現在更地であり、著しい騒音・振動・低周波音の発生はないが、首都高速神奈川 1 号横羽線及び主要地方道 6 号東京大師横浜線を走行する自動車の道路交通騒音・振動が存在する。

川崎市では道路交通騒音及び鉄道騒音の実態調査を実施しており、計画地周辺では道路交通騒音において一般国道 15 号及び一般国道 132 号の道路端で環境基準を達成していない。

また、川崎市では道路交通振動及び鉄道振動の実態調査を実施しており、計画地周辺では道路交通振動において東京大師横浜線で要請限度を満足している。

### (7) 廃棄物等

計画地は、現在更地であり、事業所で生じる事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の発生はない。

## (8) 水象

計画地は川崎臨海部にあり南側には南渡田運河がある。

計画地周辺には主だった河川は流れていない。

計画地東側の一般県道 101 号扇町川崎停車場線沿いに公共下水道（合流式）が整備されている。

## (9) 生物

計画地は川崎臨海部にあり南側には南渡田運河がある。計画地は、現在更地であり、計画地の北側の敷地境界付近は緑地となっているが、動物の主要な生息環境になっていない。川崎市では、平成 27 年度から平成 30 年度にかけて、川崎港の海の中に住む魚や貝などの生きものの調査が行われており、池上運河及び京浜運河で確認された生きものの中に「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（2006 年 7 月、神奈川県立生命の星・地球博物館）に掲載されている種はない。

また、川崎市内全域を対象とした野生種子植物の生育調査結果（2010 年から 2015 年に実施）は、川崎区内において 76 科 445 種の野生種子植物が確認されており、このうち 13 種が「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」に掲載されている。

## (10) 緑

計画地周辺には、計画地の東側に都市緑地の浅野町緑地、北側に緑道の浅野町緑道などがある。

## (11) 人と自然とのふれあい活動の場

計画地周辺には、計画地の東側に都市緑地の浅野町緑地、北側に緑道の浅野町緑道などがある。

## (12) 歴史的文化的遺産

計画地及びその周辺には史跡・名勝・天然記念物は存在しないが、国登録有形文化財として、昭和電工川崎工場本事務所が川崎区扇町 5-1 に、北條鉄工事務所等が川崎区鋼管通 4-35-1 他に位置している。

計画地内には周知の埋蔵文化財包蔵地はない。

## (13) 景観

計画地北東側の桜川公園、計画地に近接するアウマンの家など、浅野町にある㈱デイ・シイのサイロ及び扇町にある昭和電工川崎事業所本事務所は「川崎市景観計画 2018 年 12 月改定」（令和元年 7 月、川崎市）において景観資源として示されている。

#### (14) 構造物の影響

計画地は、現在更地であり、広範囲に日照障害、テレビ受信障害、風害等の著しい環境影響要因となるような建築物は存在しない。

なお、計画地北側には高架構造の首都高速神奈川1号横羽線があり、局所的に日照障害等の影響がある。

#### (15) コミュニティ施設

計画地が位置する川崎区南渡田町の人口は3人、世帯数は2世帯（令和7年6月末日現在）であり、令和3年以降は緩やかな減少傾向である。

計画地周辺の福祉施設は西北西側約150mに有料老人ホームぱんだが、教育施設は西北西側約350mに川崎市立臨港中学校があり、北側約750mには市民館であるプラザ田島内に川崎市立図書館田島分館が存在している。

病院は、北西側約1,000mに日本鋼管病院が、診療所は北北東約200mに医療法人社団悠翔会 悠翔会在宅クリニック川崎が存在している。

計画地周辺の公園・緑地は、計画地の東側に都市緑地の浅野町緑地、北側に緑道の浅野町緑道などがある。

#### (16) 地域交通

主要地方道6号東京大師横浜線の令和3年度の交通量（大型車混入率）は昼間19,444～30,374台（40.2～41.8%）、24時間で26,444～42,827台（35.4～35.9%）であった。

県道101号扇町川崎停車場線の令和3年度の交通量（大型車混入率）は昼間10,225台（61.9%）、24時間で13,497台（51.4%）であった。

平成22年度からの交通量の変化はほぼ横ばい傾向であった。

#### (17) 地形・地質

計画地内は平地で、標高（T.P.）は約0～2mである。

計画地及びその東側及び南側の表層地質は、人工的に埋め立てられた埋め立て土であり、北側及び西側は泥を主とする低湿地堆積物である。

また、計画地最寄りの地質調査地点である地点整理番号24-98における土質は、地表面から深度0.6mが盛土・表土・埋土、深度0.6mから深度2.2mが砂である。

#### (18) 安全

計画地は、現在更地であり、高圧ガス、有害化学物質等の取扱いはない。

(空白ページ)